

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更		令和2年9月30日			
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 学校法人同志社 理事長 八田 英二 電話 075-251-3006					
主たる業種	学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学)	細分類番号	8	1	6		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	第Ⅲ期計画と同様に、各校の実態を把握し、各校のレベルに応じた計画を実行していく。中でも使用量の大きな大学と女子大学を中心に削減計画に取り組み、法人全体として3%以上のCO2削減を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネルギー推進委員会、省エネルギー推進専門部会						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	24,316.7 トン	24,638.8 トン	24,638.8 トン	24,638.8 トン	1.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	25,401.7 トン	24,638.8 トン	24,638.8 トン	24,638.8 トン	-3.0 パーセント	
目標の根拠	都市ガス及び電力使用量を一層削減し、『評価の対象となる排出の量』の基準年度に対して、3%程度削減する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	学校	事業活動に伴う排出の量 (学校面積㎡×1/10000)	435.75	421.92	421.92	421.92	-3.17 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	基準年度の値を3か年平均(表記上は『(1年度)』)とし、3%程度減少する計画とする。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	106.0 パーセント	106.0 パーセント	106.0 パーセント	106.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	冷房・暖房の設定温度の徹底、照明点灯の管理徹底 省エネ機器への更新					
	(3)年度	冷房・暖房の設定温度の徹底、照明点灯の管理徹底 省エネ機器への更新					
	(4)年度	冷房・暖房の設定温度の徹底、照明点灯の管理徹底 省エネ機器への更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	同志社大学今出川校地の教職員駐車場を廃止 (継続中)					
	上記の措置を採用する理由	マイカー通勤の抑制が図られている					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府、京都市が行う地球温暖化対策関係の会議、講演会等に参加する。また、学生主催の地球温暖化対策関係の会議、活動等を支援する。						
特記事項							

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。